

令和元年 第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月11日(火)
午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明 5番 中山克己
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (1人)
農業委員 1番 福原泰治
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第31号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第5 報告第14号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届について
日程第6 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事 梶原千裕 山本知実
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼いたします。皆様、おはようございます。
ただいまから令和元年6月総会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。

6月になりまして、梅雨の時期ですけど、まだ岡山県は梅雨に入っておりません。梅雨前にいろいろと皆さんも忙しいと思います。しっかりと梅雨の対策を立てなければならないと思いますので、頑張ってくださいというふうに思います。

きょうは6月総会ということで、大変ご苦労さまです。推進委員さんも大勢出席いただきましてありがとうございます。

先月27日に、毎年行われております全国の農業委員会の会長大会というものに出席してまいりました。ことしは中間管理事業の5年目ということでありまして、見直しの時期であるということ、この最適化をいかに進めていくかということで議題に上がりました。これを機に、しっかりと最適化を進めて、実績を出してほしいということで決議をしたわけでございます。3つの農業委員会から会長が報告されまして、取り組んでいるところは非常に大きな成果も上げているということでございました。我々もこれから、残り任期1年でございますけど、できるだけ頑張っておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の日に、東京の町田市というところの農業委員会、市のほうを視察をいたしました。ここは、東京で八王子に次いで2番目に農地があるということでございまして、多摩地区でございまして、神奈川県に近いところでございまして、非常に熱心に取り組んでおられまして、いろいろと事業も組んでおられます。最適化のことを農業委員会が取り組んでいる以前から、これを農地バンクを市独自でやられておりまして、非常に農地を動かしているというところでございました。また、市独自が農地を持っているということもございまして、年間20人ぐらいの農業をやりたい人、これから取り組みたい人を募集しまして、約2年間、農地をある程度一定の割合で貸して、そこで研修をしていただくと、それを市が指導していくということで、約2年間実施をして、終わった後に取り組める人は農業に取り組んでいく。また、営農のボランティア等にも参加をしていくということで、市のほうが力を入れておられました。勉強になりましたけど、いろんなやり方がございます。東京のような、あのような大都市の近くで、農業形態もいろいろやれることもあるかというふうに思いますが、熱心にやっておられることを勉強させていただ

きました。真庭市もいろいろと研修のほうもやっておられますが、これが次につながっていけばというふうに思います。

それでは、これより6月総会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、1番委員、遅参委員は1名で、17番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告。

すいません、失礼いたしました。

ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しておりますので、6月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は、10番委員、12番委員を指名いたします。

日程2、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は7件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、北房の譲受人に、申請農地、田1筆704㎡、畑1筆153㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員

はい、議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 1番につきまして、6月5日、譲受人立ち会いのもとに、推進委員が現地を確認しております。委員も同席いたしました。

該当地は、田1筆、畑1筆の計2筆です。

譲渡人と譲受人は、同じ集落の住人でありましたが、現在は移転して、譲渡人は笠岡に居住しております。譲渡人は、みずから耕作することができないために、畑のほうは6年前から譲受人が耕作をしておりました。田については、これまで別の者に耕作を委ねてきておりましたが、その者も高齢となったために、譲渡人に耕作を依頼されました。この機会に、譲渡の話があり、購入をすることになりました。

譲受人の耕作の状況でありますけれども、畑は譲受人の住居と非常に隣接しております。もともと荒れていたものを、この譲受人が整備して、今現在は非常に行き届いた良好な状態を維持しております。田には、ことしの田植えもされておまして、美しい景観を見せておりました。譲受人は、ほかからも耕作依頼の話があるように、意欲的に農業に取り組んでおります。地域周辺の農業者との協力関係は、従来どおり円滑に行っていただけます。農機具も所有しており、不耕作目的の取得ではないことは明らかであります。そのほかの指摘事項は特にありません。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、耕作不便によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆133㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号2ですけれども、5月28日に地区推進委員さんが現地のほうを確認をされ、報告書をいただいておりますので、それをもって報告をさせていただきます。

まず、権利移転をする事由の詳細でありますけれども、譲受人と譲渡人は親戚に当たっております。譲渡人は、長年にわたって申請地に耕作等を行っておりましたけれども、高齢となり、耕作地が不便なところにもあり、以前より譲受人の父親と売買の話をしておりました。けれども、死亡されたということで、このたび譲受人と売買の話が改めてまとまり、譲受人が申請地を取得す

るものであります。

譲受人の耕作状況であります。兼業農家であり、4人家族であります。譲受人が主に農業に従事し、農繁期には弟が手伝っておるということです。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地についてはトラクター、田植え機、コンバイン等を所有し、全て耕作を行っており、また申請農地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆127㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号3番につきまして、担当推進委員さんに調査に行ってもらいましたので、ご報告したいと思います。

去る5月29日に譲渡人、譲受人、それから行政書士さんと4人で現地確認を行っております。

権利移転しようとする詳細な事由ですけれども、譲受人、譲渡人は親戚関係にあり、今回譲受人の息子さんが譲渡人より用地を購入し、新居を建築することになり、その一部を譲受人が田として耕作をするものであります。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は4人家族で、耕作地も1ヘクタール以上あり、農機具もトラクター、コンバイン、田植え機等全てそろっており、耕作をするに当たり問題ないと思われま。その他指摘事項はございません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆228㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 議案番号4番につきまして、去る6月8日の日に現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人は高齢により労力不足になり、申請地をみずから耕作することが困難なため、長女の夫であります譲受人にこのたび権利移転の話がまとまり、申請を行うものでございます。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は兼業農家で、農作業は主に譲受人が従事しております。現在所有している農地については、全て耕作しており、一部委託している作業もありますが、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、久世の譲受人に、申請農地、田1筆1, 157㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号5番につきまして、推進委員さん担当で調査していただいたご報告をいたします。

事由の詳細についてですが、譲渡人と譲受人は親戚の関係になります。譲受人は3年前からこの申請地を借りて野菜づくりをしていましたが、ビニールハウスを建てて本格的に野菜づくりをしたいと考えておりました。このことを、譲渡人に話したところ、譲渡人は高齢でもあり、また市内に帰ってくる予定もないことから、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を購入するものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人に話を聞いたところ、本人と妻で農作業を行っており、農機具はトラクター2台、田植え機及び管理機等を保有しています。経営内容は、利用権設定の借地も含めて、水稻栽培40アールのほかに、ナス、レッドキャベツ、菊等の栽培40アールを行っており、一部作業は外部委託しておりますが、申請地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。その他指摘等はございません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号6でございますが、川上の譲渡人が、相手方の要望によりまして、八束の譲受人に、申請農地、畑1筆1, 500㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 はい、議長。

議 長 はい、17番委員。

17番委員 おくれてすみませんでした。

推進委員の方が6月1日に聞き取り調査及び現地確認をしましたので、ご報告をさせていただきます。

譲受人、譲渡人は兄弟関係です。譲受人は、この土地を数十年前に借りて、大根の栽培を行っています。譲渡人は高齢になり、後継者もなく、弟である譲受人に権利移転をするものです。

譲受人は、妻と本人と息子の3人の家族です。耕作状況として、大根の作付2.5ヘクタール、水稻30アール、ブドウのハウス2棟、ほか自家菜園をされています。必要な農機具一式を所有し、今後も農作業に従事すると思われれます。指摘事項も特にございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号7でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望によりまして、八束の譲受人に、申請農地、畑1筆1, 500㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 はい、ありがとうございます。17番です。

議 長 はい、17番委員。

17番委員 推進委員が6月1日に聞き取り調査及び現地確認をしましたので、報告をいたします。

譲受人、譲渡人は兄弟の関係です。譲受人は、この土地を数十年借りて、大根の栽培を行っています。譲渡人は勝山に住所があり遠方で、また後継者も市外に住み、帰る予定もないため、譲受人に権利移転をするものです。

譲受人は、本人、妻、息子の3人家族で、耕作状況は、大根2.5ヘクタール、水稻30アール、ブドウハウス2棟、自家菜園の作付でございます。必要な農機具一式も所有し、今後も農作業に従事をする予定です。特に指摘事項もございません。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 質疑はないようです。質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程3、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。
本日審議していただく案件は、8件となっております。
2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、親元から独立し、家族で住む住宅の新築をするため、実家に近く、将来親の世話がしやすい場所となる、申請地、田1筆430㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅及びカーポートを建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号1番につきまして、担当推進委員さんが調査を行っておりますので、報告いたします。

確認日ですけれども、5月29日に譲渡人、譲受人の父、それから行政書士さんの4人で現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲渡人、譲受人は親戚関係になります。譲受人は、現在市内の市営住宅に居住していますけれども、子供が大きくなり、現在の住居では手狭になったことから、実家の近くで自己住宅を建築するために土地を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、このたび申請を行うものでございます。申請地の位置ですけれども、申請地の位置は、県道勝山栗原線より■■■■の入り口、南側の集落になります。譲渡人の自宅の前になります。周囲の状況ですけれども、東が畑、西が道路、これは農道です。南も農道、北が民家、これは譲渡人の自宅となっております。周辺農地への影響ですけれども、申請地に隣接した農地がありますけれども、これは譲渡人所有の農地になり、影響は全くないと思われまます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（落合）は、所有している農機具がふえ、駐車する場所が手狭になったこと、また自家用車を入れる車庫を所有していますが、農作業用のトラックについては借地に置いていることから、このたび申請地、畑1筆57㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天駐車場にするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■万円、土地造成■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 議案番号2番につきまして、6月8日の日に現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲渡人は高齢による労力不足に

より、申請地をみずから耕作することが困難になり、管理してもらえる方を探していたところ、自宅に駐車場がなく、近隣の方の土地を借りて駐車場としていた譲受人とこのたび話がまとまり、駐車場用地として申請を行うものです。申請地の位置ですが、[]の北側、市道を挟んだところに位置しております。周囲の状況ですが、東側が私有地、これは私有地です。西が畑、南が市道、北が譲受人の倉庫になっております。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は露天駐車場であり、影響はないと思われまふ。その他指摘事項もございませぬ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

3ページをお開きください。

番号3でございませぬ。

申請人、譲受人（落合）は、現在市営住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地、畑1筆500㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されまふ。転用に伴う費用は、土地購入は祖母の土地を譲り受けるため []円、土地造成 []万円、建物施設 []万円。資金の内訳として、 []万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、配置図、被害防除計画書が添付されていませぬ。申請地周辺に影響を受ける農地はございませぬ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員

はい、議長。

議 長

はい、15番委員。

15番委員

議案番号3番につきまして、6月8日の日に現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は現在市内の市営住宅で家族4人で住んでいますが、子供が大きくなり、手狭になったことから、現在の住居の近くで自己住宅を建築するために土地を探していたところ、譲受人の祖母になります譲渡人との話がまとまり、申請を行うものでございませぬ。申請地の位置ですが、国道313号線、[]から東に200mほどの国道に面した位置になります。周囲の状況ですが、東が住宅、西が畑、南が国道、北が []といひまして []があります。周辺農地への影響ですが、隣接した農地がありますが、譲受人の父の所有の農地で、影響はないと思ひませぬ。また、地域の水利

組合にも、住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（落合）は、同居する家族が多く、家族が所有する車をとめる駐車場がなく、自宅近くの敷地を借りて駐車していましたが、このたび申請地、田1筆138㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号4番につきまして、推進委員さん担当で同席させていただき、5月26日に現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は自宅西側の市道を隔てた申請地を、20年以上前から譲渡人より借りて耕作しておりました。譲受人の子供が就職、結婚して、それぞれ自家用車を所有するようになると、自宅敷地内では駐車が不便となってきました。譲受人は、長年耕作してきた申請地を駐車場として利用させてもらえるよう、譲渡人に話をしたところ、快く売買の話が進み、今回の申請になりました。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■■■■■■■の南西約150mの位置にあり、付近には民家が点在しています。周囲の状況、周辺農地への影響ですが、東側は市道を隔てると譲受人の自宅です。南側と西側は田で、所有者の同意を得ております。北側は田ですが、譲渡人の田で同意を得ております。本申請は、一般的な個人の露天駐車場であり、日照、通風に支障を来すことはないと思います。その他指摘等はございません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 4ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（久世）は、母屋の建物が北側にある畑と近接しており、大雨の際には雨水が流入することもあり、畑作物の栽培に支障が生じていることから、申請地、畑1筆82㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、宅地の敷地を拡張し、擁壁を設置するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されません。転用に伴う費用は、土地購入■■■万円、土地造成■■■万円。資金の内訳として、■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、担当委員欠席のため、事務局から説明をお願いいたします。

主事 担当農業委員、推進委員欠席のため、提出がありました調査票を代読いたします。

議案番号5について、5月28日に、譲渡人立ち会いのもと現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人所有の宅地が譲渡人所有の農地と北側で隣接しているが、譲受人の所有の宅地が北側の境界いっぱい建てられているため、屋根の雪や雨水が譲受人の農地に落ち込んだり、農地からの雨水が宅地に流入してお互いに困っていたが、このたび譲受人が譲渡人の農地を譲り受け、宅地の左側を拡張し、ブロックで境をすることで話がまとまったものです。農地の位置等については、■■■から北に約300mにあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は譲受人の宅地、北側は譲渡人の畑で、周辺の農地への影響はないものと思われまふ。その他指摘事項もないので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6、番号7については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

主幹 番号6、番号7でございます。

4ページと5ページをごらんください。

番号6と番号7は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請人、譲受人（市内法人、■■■）は、事業拡大により、現在の工場敷地では、製品や資材などの置場に困っており、十分な敷地を確保する必要性が生じたことから、番号6の譲渡人（■■■）から、申請地、田2筆、及び番号7の譲渡人（市外、共有持ち）2名から、申請地、田1筆の、全部で3筆、面積合計は2,704㎡を譲り受け、土場、製品置場を整備するため、転用申請するものです。申請地は、1種農地と判断されますが、1種農地の例外許

可基準、既存施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の2分の1を超えないものに限るに該当しています。転用に係る費用は、土地購入費 〇〇〇〇万円、土地造成 〇〇〇〇万円。資金の内訳として、 〇〇〇〇万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

担当推進委員さんから調査報告書を預かっておりますので、報告させていただきます。

まず、6番でございますけれども、6月5日に譲受人立ち会いのもと、現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲受人の会社は長年にわたり、この地で製材業を営んでおります。近年、木材の需要の高まりのため、事業拡大を計画しておりましたが、現在の材木置場と製品置場が手狭になっていることもあり、かねてから隣接地所有者に譲り受ける話をお願いしていたところ、このたび譲渡人との間で話がまとまったことから申請するものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は、 〇〇〇〇から西へ50mほど進んだ市道沿いに位置しております。周囲の状況でございますけれども、東は宅地及び転用用地、西は田、南は宅地、北は市道及び転用用地であります。周辺農地への影響でございますけれども、申請地に隣接した農地がありますが、本申請地は露天の土場と製品置場の申請であるため、今後の日照、通風の支障を来すことはないと思われま。また、この農地に附属する改良区には、転用するための同意を得ております。なお、申請地と工場敷地の間にある既存の赤線及び青線についてですが、用水の勾配の上、この位置に残し、車両の通行部分のみ進入路を設けて利用することに協議がなされていることでした。その他指摘事項はございません。続いて、7でございます。

7も現地確認を6月5日に行っております。

転用しようとする事由の詳細でございますけど、先ほどの議案6の用地と一体の申請でありますので、そこは削除させていただきます。申請地の位置でございますけれども、申請地は、 〇〇〇〇から西へ30mほど進んだ市道沿いに位置しております。周囲の状況ですけれども、東は宅地、西は議案6の

転用用地、それから南も議案6番の転用用地、北は市道であります。隣接した農地は、先ほどの議案6番の転用用地になっており、本申請はこの転用用地と一体的に利用する露天の土場と製品置場の申請であるため、今後の耕作の日照、通風による支障を来すことはないと思われます。また、この農地に附属する改良区には、転用するための同意を得ております。なお、申請地と工場用地との間にある既存の赤線及び青線についても、先ほどと同様に、このまま残して利用するというようになっております。

以上のとおり、本件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地の影響についても問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 5ページをごらんください。

番号8でございます。

申請人、譲受人（市内法人、 ）は、事業拡大に伴い、従業員数が増加したため、現在の駐車場の収容力では不足が生じていることから、申請地、田1筆1, 242㎡を、譲渡人（ ）から譲り受け、露天駐車場を整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に係る費用は、土地購入 万円、土地造成 万円。資金の内訳として、 万円。 万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 番号8につきましては、担当推進委員より調査報告書が提出されておりますので、朗読をさせていただきます。

現地確認日は、令和元年5月28日に、譲渡人、譲受人、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人の田は、高齢と労力不足、また後継者不在のため、数年休耕をしており、草刈りを依頼して保全管理を行っていましたが、このたび譲受人の工場拡張に伴い、従業員の駐車場用地が必要となり、話がまとまったものです。申請地の位置等でございますが、申請地の南側、市道を挟んで譲受人の会社があります。北側には水路、

■■■■■です、を挟んで、■■■■■があります。国道181号線より北側へ約200m、■■■■■より北北東約250mの位置です。周囲の状況ですが、東が田、西が水路、市道、南、市道と■■■■■です。北は水路、市道、■■■■■となっております。周辺農地への影響ですが、東側に耕作中の田がありますが、申請地は露天平面駐車場として利用予定であり、埋め立ては必要最低限行われるため、特に影響はないものと思われます。その他の指摘事項は特にありません。問題は特にないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

17番委員 質疑、1件。

議長 失礼。はい、どうぞ、17番。

17番委員 はい、17番です。済いません。

6番、7番のそこなんですけど、■■■■■がすぐ近くにあるんですけども、子供の通学路にはなっていないんでしょうか。建築の資材なんかだと、外側をちゃんと隠してもらわないと、子供はしたらいけないって言ったら入って遊ぶと崩れたりとかして、けがになったりとか、そういうことがあるので、その辺のあれは大丈夫なんでしょうか。

議長 答えられますか。事務局か。推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 失礼します。推進委員です。

現地でございますけれども、北側に市道がございます。市道は、現在も通学路になっております。一部分のまま通学しております。別段、その敷地、今申請地の右側、これはもう既に工場でございます。その続きの延長ということで、段差もありませんし、出入りの停止のフェンスはする予定と聞いておりますので、別段、子供が勝手に入らん限りは大丈夫だと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第31号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第31号について、6ページをお開きください。

議案第31号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定を審議に付します。

案といたしまして、令和元年6月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全63筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問がある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

17番委員 すいません。

議長 はい、どうぞ、17番。

17番委員 すいません。ここのところ、会社が借りるような形で次々に入ってきているんですけど、地元の人だったら聞いていけばわかるんですけども、会社でこうやってぱっと名前が書かれていても、どういう会社で何をしたいかとか、何かせめて、さっぱり基準が何もわからないので、書いていただけないものかとか、何か、ああまた会社が入ってきたな、入ってきたなという感覚で私は見ているんですけども、そういう感覚だけでいいのかなとかって思ったりもするんですけども。

議長 事務局、いかがですか。

主 事 失礼いたします。今回も法人さん、会社さんのお名前があるかと思います。
備考欄のほうに、何を作付されるという内容を書かせていただくのを検討さ
せていただきますので、よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか、それで。

17番委員 ちなみに、この方は何をされるんですか。

主 事 9ページの[REDACTED]でしょうか。

17番委員 はい。

主 事 すいません、少々お待ちください。

4番委員 すいません、議長、いいですか。

議 長 はい。

4番委員 この会社は、カット野菜の会社なんで、恐らくはキャベツをつくられると思
います。

議 長 そうですか。わかりました。

主 事 今、発言いただいたとおり、内容といたしましてはお野菜をつくられるとい
うことです。

議 長 そういう場合に、新しい会社とか、質問をいただければいいんですけど、事
務局のほうもある程度わかったら説明文を今後考えていただけますか。

主 幹 はい。

議 長 そこらは、これから検討してもらいたいと思います。

ほかにはございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません
か。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計
画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、報告第14号、認定電気通信事業者の行う中継施設等
の設置に伴う農地転用届出について、日程6、報告第15号、農地法第18
条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして
事務局より説明をお願いいたします。

主 事 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主 事

12ページをお開きください。

報告第14号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

認定電気通信事業者の統括が、4月1日より [] から、福岡の [] に変更されました。

番号1については、変更後の提出となっております。

番号1でございますが、所有者及び農地所在地は美甘です。田2, 067㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、済いません、議案の下の段も番号1となっております。2に訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

番号2でございますが、所有者は勝山で、農地所在地は湯原です。田1, 247㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第15号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長

日程5、報告第14号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程6、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

すいません、失礼しました。2番さん、どうぞ。

2番委員

先にええ。

議 長

はい。どうぞ。

2番委員

ほんなら、議長。

- 議 長 はい。2番委員。
- 2番委員 2番というより、運営委員会が先ほど総会の前に行われました。報告をさせてもらったらいいですね。
- 主 幹 はい。
- 2番委員 会の前に、事務局から一部運営委員会の報告ということでありましたけど、もう一つ、運営委員会で我々農業委員、推進委員も3年のうち丸2年がたちまして、あと一年を残すところになりました。それで、これからの活動につきましているいろいろ協議しております。
- その中で、推進委員さんの立場につきまして、せっかく調査をしていただいていることを、発表を今農業委員がしておりますが、これを今度7、8月の総会から推進委員さんが調査された地域は推進委員さんにしてもらおうではないかということの方向に向いております。その方向でぜひ行きたいと思っておりますので、皆様のご理解をよろしく願います。
- それから、推進委員さんの机には名前がございませませんが、それにも推進委員さんにも名前の札を立てるようにしていけたらなという案も出ておりますので、その辺もご理解よろしく願います。
- 以上です。
- 議 長 運営委員長より報告がありました。7月に推進委員さんも今度は一堂に集まっていたいただきまして、そこで正式に決めたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。
- ほかにありますか。
- 主 幹 失礼します。すいません、総会終了後で構いません。連絡事項がありますので、落合地区の農業委員さん、最適化推進委員さん、しばらく時間をいただいて、相談をさせていただきたいことがありますので、この場に残っていただければと思います。よろしく願います。
- 事務局長 失礼します。一つ皆様にご案内をさせていただきたいと思っております。真庭市におきましては、今年度国のスマート農業に関する補助事業を2つ採択を受けることができました。一つは、落合のほう、寄江原で、実際にスマート機械、真っすぐ行くトラクター、田植え機、それからドローン、自動草刈り機と、それと営農管理システムを導入をいたしております。先般、6月4日に、もう既に皆さんは新聞でもご覧になったかもしれませんが、市長が手を離して田植え機に乗っているというものがございました。パフォーマンスじみたものでございますが、今後この事業は、スマート農業のことを広める、普及していくということがございまして、7月の終わりに農家の方々に現地でスマート農業の研修会を開催するという計画をいたしております。まだ日程等詳細については決まっておりますが、決まり次第皆様にご案内をさせ

ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それともう一つは、スマート機械の導入ではないんですが、美甘地区でヒメノモチの生育診断、ドローンを飛ばして、センシングといいましてカメラを使って生育状況を診断するといったような取り組みを、今月14日に実施主体のヒメノモチの協議会の設立総会をさせていただきたいと思います。8番委員さんにはご協力をいただいておりますことをこの場をかりて厚く御礼申し上げます。

スマート農業、まだまだ自動運転ができるわけではないですけども、技術の進歩っていうのは非常に早い、10年後には本当に、公道をさすがに走るのは、道交法とかいろんな法律があるので自動で走るのは無理かもしれませんが、圃場の中には、今カーブがあるところは、今言われたような真っすぐしか行かないそうですけども、5年、10年すると、ある程度不整形な田んぼでも自動で起こせるのではないかというようなことを本当に思っています。ですから、営農にも当然役立ちますし、一方で、今中山間直払い、なかなか人手が足りない、草刈りもというようなところがございしますが、そういったところも5年、10年後には本当にそういう機械が使える時代が近づいているのかなというふうにも思っております。ぜひ、皆様研修にご参加をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、これから閉会したいと思います。

(午前11時00分 閉会)